

第6章 重点整備地区における計画の推進

1．関係機関の取り組み

- ・交通バリアフリーの事業主体である公共交通事業者、道路管理者、（新潟県）公安委員会等の事業者は、高齢者や障害者をはじめとする市民の意見を十分に把握し、利用者の視点に立った整備を行うよう取り組みます。
- ・各事業者は相互で連携し共通意識を持って取り組むことが望ましく、また、策定される特定事業計画は基本構想に即したものであることが必要です。したがって、市は、各事業者相互の連携を図り、本構想の趣旨に沿った事業が円滑に実施されるよう取り組みます。
- ・また、市は、実施された事業に関する評価・検討や、事業の進捗状況の確認などを行う評価体制づくりに取り組みます。

2．市民との協働

- ・移動円滑化を図るためには、事業者による対応だけでなく、市民による活動も必要になります。このことから、市は、活動を行う組織づくりに取り組みます。
- ・組織は、主体的にその組織の役割を明確にしつつ、関係機関と具体的な活動内容について検討します。
- ・組織が活動を実施するにあたり、関係機関はその活動に対する支援を行い、市民と関係機関との協働による移動円滑化の実現を目指します。

3．情報提供の実施

- ・事業の進捗状況や実施された事業等を広く市民に伝えるため、ホームページや市報等による情報提供の実施に取り組みます。
- ・なお、バリアフリーに関する情報を広く市民に提供することによって、市民のバリアフリーに対する意識の啓発・向上に努めます。

4．事業に対する利用者の意見把握

- ・よりよい事業を実施していくために、関係機関は、実施された事業に対する利用者の意見を把握し、今後の事業に反映していきます。

第7章 よりよい移動円滑化の実現に向かって

1．移動支援サービスの導入について

- ・ 歩行が困難な人にとっては、地形的なことや距離的なことも移動を困難にしている要因となっています。したがって、長距離歩行が困難な人でも移動しやすい便利な地域となるよう、移動支援サービスなどのソフト面の施策の導入について検討します。



写真7.1 移動支援サービスの例
(タウンモビリティ)

(出典:(財)国土技術研究センターホームページ)

タウンモビリティとは、長距離の歩行が困難な人でも町の中を自由に移動して買い物や散策などを楽しんでもらおうと、電動スクーターや車イスなどを貸し出すサービスです。

2．重点整備地区以外の地区における移動円滑化の実現に向けて

- ・ 旅客施設の利用者が少ない、周辺に目的施設がない等により重点整備地区に選定されなかった旅客施設及び周辺地区でも、移動の円滑化を図る必要性は重点整備地区と同じようにあると考えております。したがって、重点整備地区以外の地区でも移動円滑化が図られるよう各関係機関に働きかけます。
- ・ なお、新たな整備事業を実施する際には積極的にバリアフリー化を図るよう各関係機関に働きかけます。

3 . 沿道施設のバリアフリー化の推進

- ・交通バリアフリー法では、目的施設は対象としていませんが、旅客施設及び周辺地区の歩道等と一体的にバリアフリー化が図られる必要があると考えております。したがって、「ハートビル法¹」や「新潟県福祉のまちづくり条例²」に基づき、特に市民利用の多い施設についてはバリアフリー化が行われるよう各関係者に働きかけ、交通バリアフリー法に基づく整備と一体となった沿道施設のバリアフリー化が図られるよう努めます。

1 ハートビル法とは、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図ることを目的として、平成6年に制定された法律。正式名称は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」です。

2 新潟県福祉のまちづくり条例とは、高齢者、障害者等が安全かつ快適に地域で生活できるような生活環境の整備を図ることを目的に、平成8年に新潟県が制定した条例です。

參考資料

目 次

1 . 交通バリアフリー法の概要	1
(1) 法律の趣旨	1
(2) 交通バリアフリー法の仕組み	2
(3) 国におけるバリアフリー化の目標	3
2 . バリアフリー化基準の主な内容について	4
3 . 交通バリアフリー法基本構想策定までの経緯	9
4 . 交通バリアフリー法基本構想策定検討委員会名簿	10

1 . 交通バリアフリー法の概要

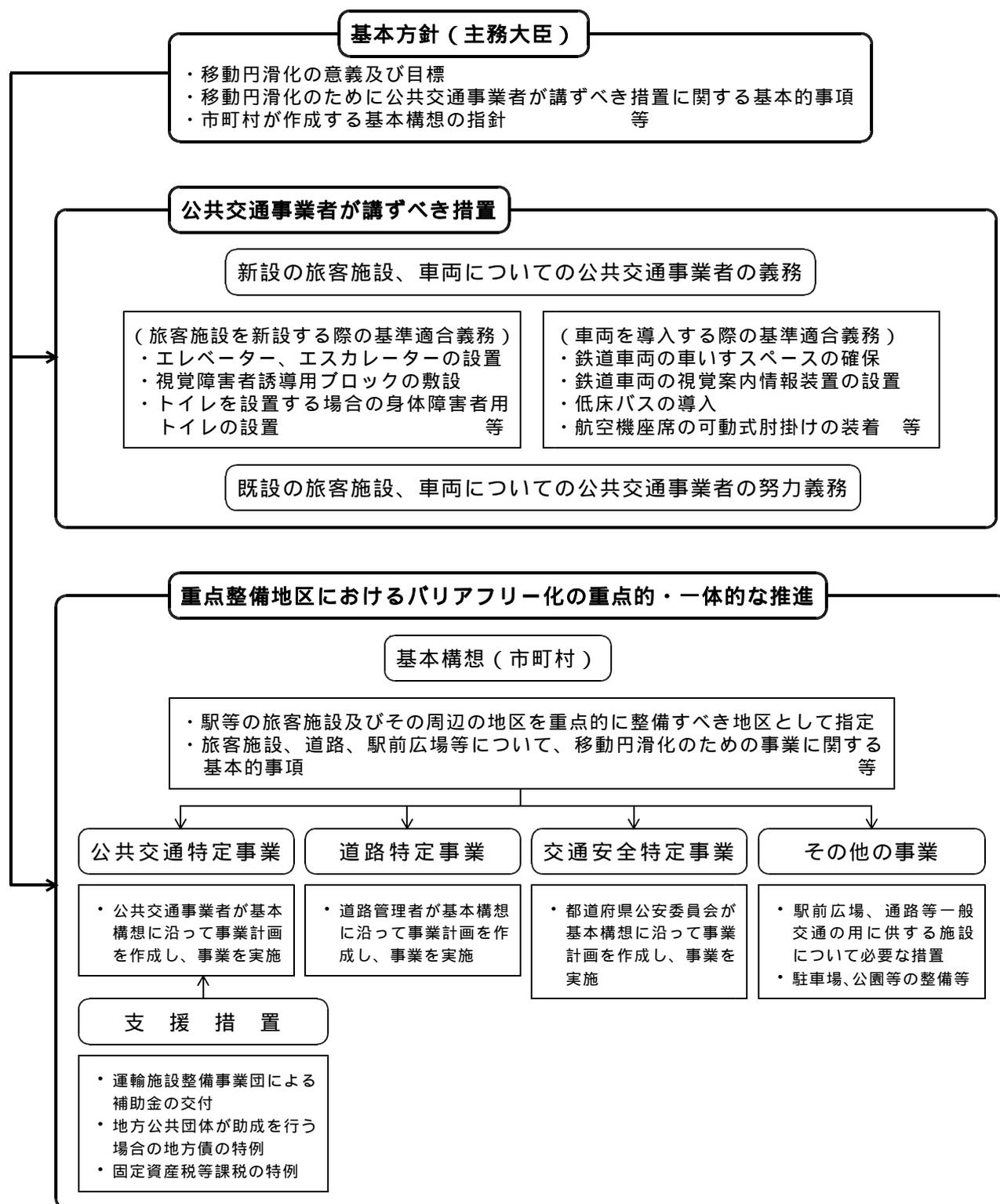
(1) 法律の趣旨

高齢者、身体障害者、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、

駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル、あるいは鉄道、車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進する。

駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

(2) 交通バリアフリー法の仕組み



（注）市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件を満たす旅客施設。

ア．1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設。

イ．当該市町村の高齢化率等の地域現況からみて、高齢者、身体障害者の利用数がア．の旅客施設と同程度と認められる旅客施設。

ウ．その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設。

(3) 国におけるバリアフリー化の目標

国において定められたバリアフリー化の目標は以下のとおりです。

旅客施設

2010年までに、1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルのバリアフリー化（段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、身体障害者用トイレの設置等）を図る。

車両等

2010年までに、以下のバリアフリー化を達成する。

表1 国における車両等のバリアフリー化の目標

車両の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000両	約15,000両（約30%）
乗合バス	約60,000台	原則として、10～15年で低床化された車両に代替
		うち、ノンステップバスは、バス総車両数の20～25%
旅客船	約1,100隻	約550隻（約50%）
航空機	約420機	約180機（約40%）

一般交通施設

重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として2010年までにバリアフリー化を実現する。

信号機等

2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

2 . バリアフリー化基準の主な内容について

公共交通事業者、国、県、市の道路管理者、（新潟県）公安委員会が行う特定事業は、以下に示すバリアフリー化基準に基づき、また、国などが示す整備ガイドラインの内容を踏まえて実施されるものです。

公共交通機関

旅客施設

出入口

- ・ 駅前広場や連絡通路への出入口の幅は90cm以上。
- ・ エレベーターや改札口、トイレなど主要設備の出入口の幅は80cm以上。
- ・ 戸は、自動開閉、又は容易に開閉できるもの。

通路

- ・ 通路は、車いすの転回に支障がないよう幅140cm以上。
- ・ 床の表面は滑りにくく、つまずきにくいもの。
- ・ 高低差がある場合は傾斜路（スロープ）、又は、エレベーターを設置。
- ・ エレベーター、階段などは、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適したものを設置。

主要設備

- ・ トイレ、券売機などの設備は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適したものを設置。
- ・ カウンターは、車いす使用者の利用に適したものを1以上設ける。

視覚障害者誘導用ブロック

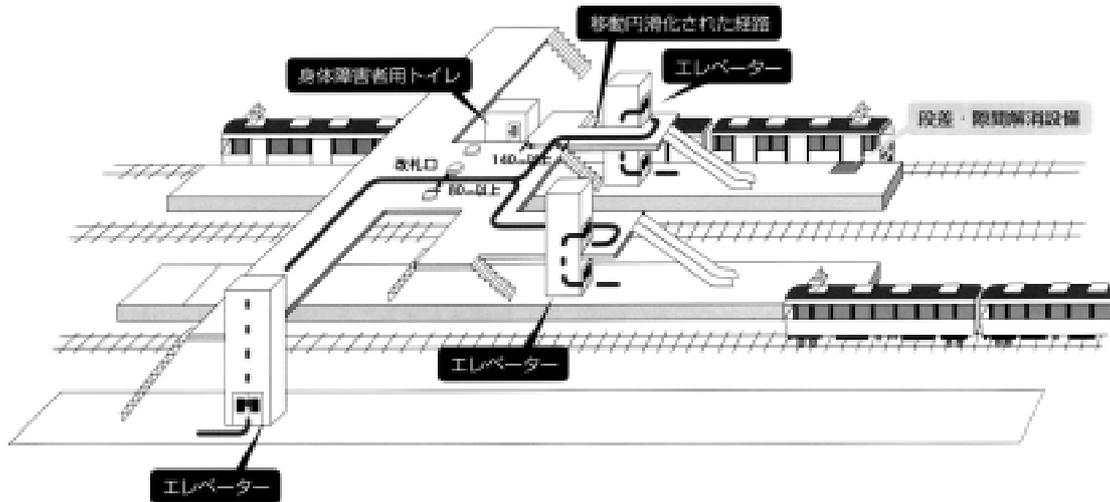
- ・ 出入口や主要設備の間の通路には、誘導用ブロックを敷設。又は、音声などによる誘導設備を設置。
- ・ 旅客船ターミナルの場合、波浪の影響等により旅客が転倒するおそれのある場合は、乗降用設備に誘導用ブロックを敷設しないことができる。

案内設備

- ・ 運行情報を提供する文字表示設備、及び音声設備を設置。
- ・ 昇降機、便所、案内所などの主要設備付近には、それを示す標識（図記号）を設置。
- ・ 出入口付近には、主要設備の位置を示した案内板（点字案内板なども）を設置。

乗降場

- ・乗降場は、車いすの円滑な乗降に適したものとし、柵などの転落防止設備を設ける。
- ・鉄道駅については、列車接近を警告するための文字及び音声設備の設置。



(出展 : 国土交通省パンフレット)

車両

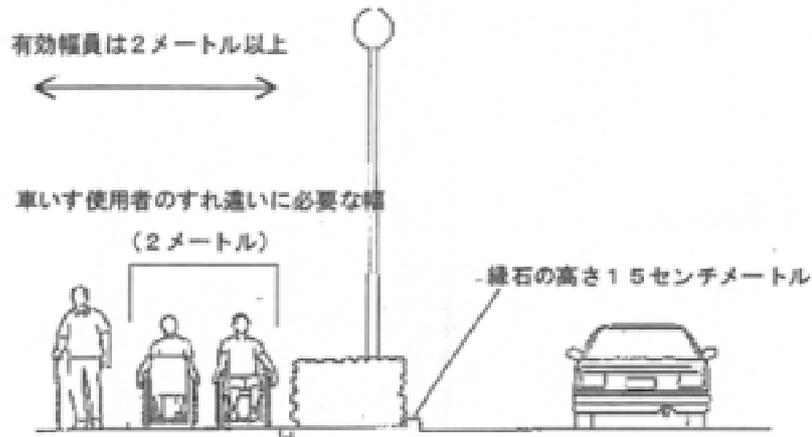
- ・バスの乗降口には、車いす使用者の円滑な乗降のための設備を備える。
- ・車両には、文字表示設備、及び音声設備を設置。
- ・車いすスペースを設置。
- ・列車、船舶については、車いす使用者の利用に適したトイレを設置。
- ・船舶については、車いすスペースや主要設備などの位置を示した案内板（点字案内板なども）を設置。

道路・歩道等

歩道構造

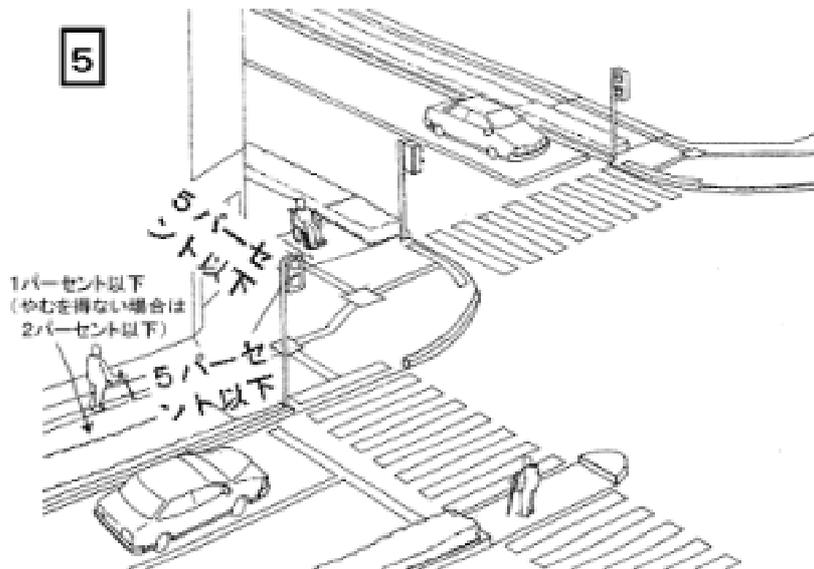
- ・歩道の有効幅員は2 m以上（自転車歩行車道は3 m以上）。
- ・舗装は雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造で、平たんで滑りにくい仕上げ。
- ・縁石の高さは15 cm以上とし、必要に応じて植栽等を設ける。

「歩道の標準横断面図」



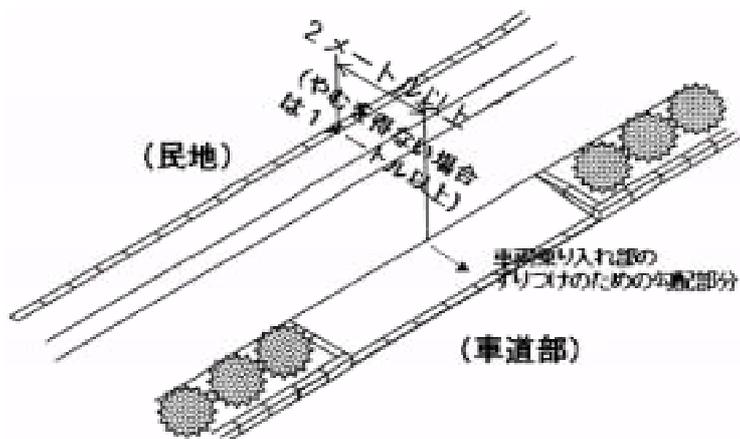
(出展：国土交通省パンフレット)

- ・こう配は、縦断方向に5 %以下、横断方向に1 %以下。



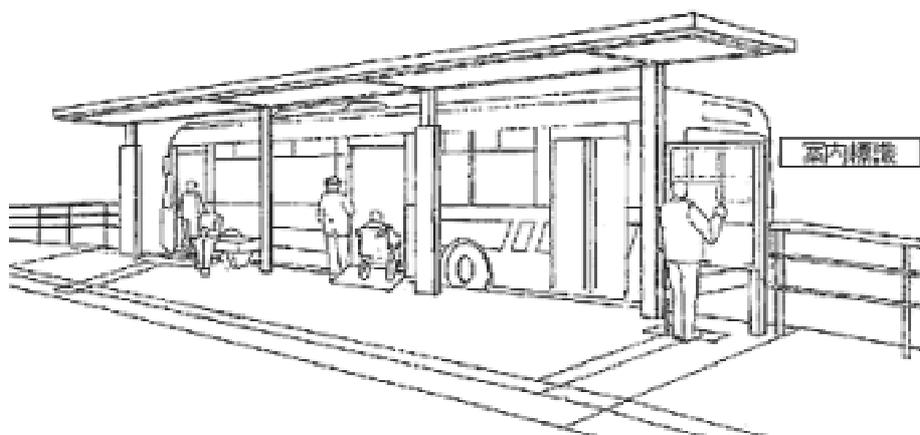
(出展：国土交通省パンフレット)

- ・歩道高は 5 c m を標準。
- ・横断歩道等に接続する部分は、段差 2 c m を標準とし、車いす使用者が円滑に転回できる構造とする。
- ・車両乗入部では、2 m 以上の平坦部を確保。



(出展 : 国土交通省パンフレット)

- ・バス停の歩道部分は高さ 15 c m を標準。また、ベンチ及び上屋を設置。

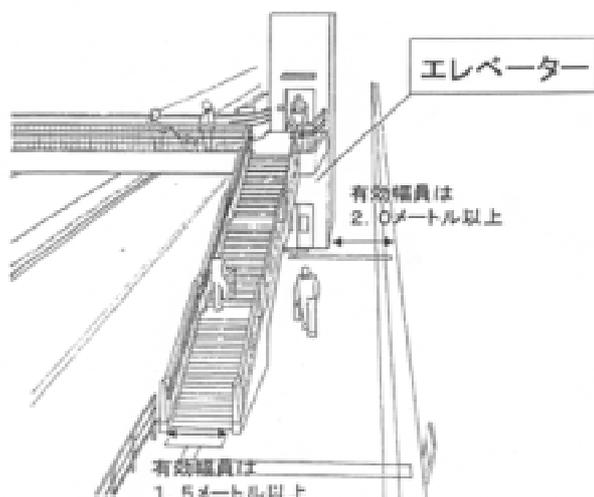


(出展 : 国土交通省パンフレット)

立体横断施設

- ・移動円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設置。
- ・エレベーターや階段などは、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適したものとする。

「エレベーター付横断歩道橋」



(出展 : 国土交通省パンフレット)

自動車駐車場

- ・自動車駐車場には、身体障害者用駐車施設を設ける。
- ・駐車場内の通路や階段などは、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適したものとする。

案内施設

- ・主要な交差点などには、官公庁などの主要施設の案内標識を設置。
- ・案内には、必要に応じて点字、又は音声により案内する設備を設置。
- ・視覚障害者の円滑な移動のために必要となる箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設。

その他

- ・適当な間隔で休憩施設（ベンチ及び上屋）を設置。
- ・照明施設は、歩道や立体横断施設は連続的に、また、バス停、駐車場は必要となる箇所に設置。
- ・積雪、凍結により通行に支障を及ぼすおそれのある場所には防雪施設を設置。

信号機

- ・信号には、音響機能や青時間延長機能を設ける。

3. 交通バリアフリー法基本構想策定までの経緯

基本構想策定の検討内容	年月	検討委員会等の開催経緯	市民意見の反映
現状把握	平成13年5月	第1回検討委員会 検討委員会規約等について 交通バリアフリー法について	
	平成13年8月 ～9月		アンケート調査の実施
重点整備地区の設定と経路の選定	平成13年10月	第2回検討委員会 アンケート調査結果について 基本構想策定地区の抽出について	
	平成14年2月	第3回検討委員会 重点整備地区の経路について	
		第4回検討委員会 重点整備地区及び経路について	
重点整備地区の整備方針と主な事業の検討	平成14年5月		検討委員会に地区の代表者参画
	平成14年7月	第5回検討委員会 今年度のスケジュールについて 現地点検について 基本構想について	
	平成14年8月		第1回現地点検 新潟万代地区 万代島地区
	平成14年10月	第6回検討委員会 基本構想の構成について 新潟万代・万代島地区の整備方針 及び主な事業について	
			第2回現地点検 寺尾地区 内野地区
			第3回現地点検 白山地区
平成14年12月	第7回検討委員会 白山・寺尾・内野地区の整備方針 と主な事業について 基本構想(素案)について		
基本構想の策定	平成15年2月	第8回検討委員会 基本構想(素案)について	
	平成15年3月	第9回検討委員会 基本構想(案)について	

4 . 交通バリアフリー法基本構想策定検討委員会名簿

区分	機関等	氏名
学識 経験者	新潟県立女子短期大学 教授	島崎 敬子
	新潟大学経済学部 教授	藤井 隆至
市民・推進 団体	ミカユニバーサルデザインオフィス 取締役社長	長谷川 美香
	新潟市福祉公社まごころヘルプ室 室長	河田 珪子
	新潟市連合婦人会 理事	金子 和子
関係団体	新潟市肢体障害者福祉協会 会長	高橋 與四郎
	新潟市視覚障害者福祉協会 会長	山本 安光
	新潟市ろうあ協会 会長	中村 宏衛
	新潟市老人クラブ連合会 会長	小澤 四郎 (小野 喜六)
交通事業者	新潟交通株式会社 乗合バス部長	波形 隆
	東日本旅客鉄道株式会社 総務部企画室長 (東日本旅客鉄道株式会社 総務部企画部長)	中川 守 (加藤 順一)
	佐渡汽船株式会社 総務部長 (佐渡汽船株式会社常務取締役 総務部長)	山田 学 (外内 光春)
福祉政策 担当	新潟県福祉保健部障害福祉課長 (新潟県福祉保健部参事障害福祉課長)	若月 道秀 (小柴 昭彦)
	新潟市保健福祉部長	曾我 文夫 (佐藤 満夫)
交通 管理者	新潟県警察本部交通部交通規制課長	吉沢 実 (荒井 元良)
道路管理者	国土交通省新潟国道事務所 副所長	池田 重三郎 (高橋 公夫)
	新潟県新潟土木事務所 技術次長	佐々木 正 (勝山 清信)
	新潟県新潟港湾事務所 工務課長	村井 源蔵
	新潟市土木部長	石井 洋司 (荒井 進)
構想策定 担当	国土交通省北信越運輸局企画部消費者行政課長 (新潟運輸局地域交通企画課長)	奥山 公吉 (桑田龍太郎)
	新潟市都市計画部長	三田村 和彦

区分	機関等	氏名
関連地区 連合自治会	東新潟中央自治連合会 会長	木村 岩次郎
	長嶺地区連合町内会 会長	丹羽 仁
	八千代連合町内会 会長	湯川 誠
	鳥屋野地区自治連合会 会長	早川 正男
	白山浦1丁目東連合町内会 会長	横野 芳雄
	白山地区振興会 会長	小林 直毅
	関屋地区自治振興会 会長	小澤 四郎
	坂井輪地区連合自治会 会長	柳澤 譲
	五十嵐地区自治会連合会 会長	佐藤 忠雄
	内野地区自治連絡協議会 会長	佐藤 大作

敬称略。()は前任者。

関連地区連合自治会の代表者については、平成14年から参画。

平成 1 5 年 3 月

新潟市 都市整備局 都市計画部 都市計画課

〒951-8550

新潟市学校町通1番町602番地1

TEL (025)228-1000 (代)

FAX (025)229-5150

メールアドレス toshikeikaku@city.niigata.niigata.jp

ホームページ <http://www.city.niigata.niigata.jp>